

# 連 絡 事 項

## 総務課

### 原爆被爆者対策について

#### 1. 原爆症認定について

厚生労働大臣が原爆症の認定を行うに当たって、科学的・医学的見地から専門的な意見を聴くこととされている「疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会」では、昨年3月に、従来の審査方針を見直した「新しい審査の方針」を策定し、これに基づき4月以降審査を行い、現在までに、昨年度の1.4倍以上である1800件を超える認定を行っている。認定件数の増加に伴い医療特別手当支給件数が増加するため、平成21年度予算において必要な額を確保したので、これについて予算措置をよろしく願いたい。

一方で、原爆症認定申請も大幅に増加しており、厚生労働省においても、審査体制を充実させる等、一層の迅速な審査に努めているが、各都道府県、広島市、長崎市を通じていただく申請書類の中には、審査に必要な検査成績書等、医学的な書類がそろっておらず、追加提出をお願いすることで時間を要している事例もあることから、進達に当たっては、これらの書類の確認に一層の御協力をお願いしたい。

なお、審査に必要な書類については、昨年7月3日付け総務課長通知「「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条の規定による認定の審査に必要な書類等について」の一部改正について」及び同年9月8日付け事務連絡「原爆症認定申請に係る資料の進達について」を発出しているため、これらに留意願いたい。

#### 2. 在外被爆者への支援について

これまで在外被爆者が手帳の申請をするには、来日することが必要であったが、国外からの被爆者健康手帳の申請を可能とする被爆者援護法改正法が昨年6月に成立し、12月15日に施行されたところである。これらの審査事務は、被爆地を管轄する都道府県市となっていることから、特に広島県、長崎県、広島市、長崎市におかれては円滑な実施をお願いしたい。

在外被爆者に対する援護は、平成14年度に手帳交付のための渡日支援等が開始され、平成16年度に保健医療助成事業が創設され、また、平成17年度には、健康管理手当等の国外からの申請を可能とするなど、可能な限り支援を充実してきたところである。在外被爆者がおかれている状況や高齢化していることに鑑み、各都道府県、広島市、長崎市におかれては、なお一層の円滑な事務処理をお願いする。これら、従前より実施している予算措置による在外被爆者支援事業についても重要であり、継続することとしている。既に事業を実施している府県・市はもとより、その他の都道府県におかれても、在外被爆者の利便性に配慮し、なお一層の円滑な事務処理をお願いしたい。

このほか、平成19年2月の最高裁判決を受け、時効を理由に未払いとなっていた平成9年11月分以前の健康管理手当等については、平成19年4月より支払いを開始しているところであるが、手当証書等の書類が文書保存期間を経過し廃棄されているなどの理由により確認できない場合には、その他の関係書類により可能な限り当時の手当認定の事実を推認することにより、未払手当の支給を行うこととしており、各都道府県、市におかれては、該当する案件がある場合には、個別に照会願いたい。

### 3. 各種手当について

従前より国外に居住する被爆者について、各種手当を受給している場合には、現況の届出を毎年5月に提出していただき、現況を把握することとしているが、平成18年4月1日から、国内の被爆者の現況の把握を確実にを行うため、直近1年以内の現況を把握できない被爆者は現況の届出を提出させることとしている。なお、国内の被爆者の場合は、住民基本台帳の活用等により、届出に換えることができるので、引き続き、適切な対応をお願いしたい。

また、平成21年度の各種手当額については、平成20年の消費者物価指数が確定した後、改定の有無及び改定する場合にはその改定額について連絡することとしている。

なお、各種手当の支給に当たっては、それぞれの手当ごとに定めている支給決定手続きを遵守し、適切な支給をお願いしたい。

## 在外被爆者支援事業の概要

### 医療費に対する助成

在外被爆者が住んでいる国で医療機関にかかったときの医療費に対して助成を行う。

実績: 2, 807人(H19年度支給実績)

### 治療のための渡日支援

日本での治療が必要な在外被爆者に対して、渡日旅費の支給や渡日に際しての連絡調整、病院への受け入れ等を行う。

実績: 294人(H19年度末まで)

### 医師等の研修受入、派遣

在外被爆者が住んでいる国の医師等を受け入れて研修を行う。また、日本の専門家を在外被爆者が住んでいる国に派遣して、現地の医師等に対して講習を行う。

実績: 272人(H19年度末まで)

### 現地における健康相談等

在外被爆者が住んでいる国に専門医等を派遣し、現地における健康相談などを行う。

実績: 北米、南米、韓国

### 手帳交付のための渡日支援

被爆者健康手帳等の交付を希望する者のうち、経済的事情などにより渡日が困難な者に対して、渡日旅費の支給や渡日に際しての連絡調整等を行う。

実績: 1, 854人(H19年度末まで)

### 被爆時状況確認証の交付

被爆者健康手帳等の交付要件に該当すると認められる者が、健康上の理由等により渡日できない場合に、被爆時状況確認証を交付し、将来渡日した際の手帳等の円滑な審査に役立てる。

実績: 95人(H19年度末まで)

# 原爆諸手当一覧

手当の種類	平成20年度支給単価		支給要件	
医療特別手当	月額	137,430 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人	
特別手当	月額	50,750 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人	
原子爆弾小頭症手当	月額	47,300 円	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人	
健康管理手当	月額	33,800 円	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人	
保健手当	月額	16,950 円	2 km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人 身障手帳1級から3級程度の身体障害、ケロイドのある人又は70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者	
	月額	33,800 円		
介護手当	月額	重度	104,960 円 以内	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合 (重度：身障手帳1級及び2級の一部程度、中度：身障手帳2級の一部及び3級程度)
		中度	69,960 円 以内	
家族介護手当	月額	21,570 円	重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をうけている場合(身障手帳1級及び2級の一部程度)	
葬祭料		199,000 円	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給	

## 指導調査室

### 公衆衛生関係行政事務指導監査について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（結核に係る施行事務に限る）並びに特定疾患治療研究事業に関する行政事務指導監査については、これら行政の適正かつ効率的な運営に資することを目的として、平成21年度においても重点事項を定めて実施することとしているので、格段の御協力をお願いする。

また、平成20年度における指導監査の結果を見ると、過去に是正改善を図るよう指摘した事項について、依然として改善されていない事例が散見されるの各自治体におかれては、改めて指摘の趣旨を御理解の上、適切に対処されるよう、一層の御尽力をお願いする。

なお、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に係る行政事務指導監査についても、本指導監査と併せて実施することとしているので御了知願いたい。

## 生活習慣病対策室

### 1. 栄養施策・食育の推進について

栄養・食生活は、多くの生活習慣病と関連が深く、また生活の質との関連も深いことから、健康・栄養状態の改善を図るとともに、良好な食生活を実現するための個人の行動変容を促すこと、及び個人の行動変容を支援する環境の確保が必要である。

そこで、栄養・食生活に関する知識の普及啓発、科学的根拠に基づく栄養施策の推進、管理栄養士等による栄養指導の実施、管理栄養士等の人材育成を柱として栄養施策を推進している。

#### (1) 健康づくりのための食育の推進について

近年の国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむため、食育の推進が重要であることから、食育に関する施策の基本となる事項を定めた食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）が平成 17 年 7 月に施行され、平成 18 年 3 月には、食育推進会議において食育推進基本計画が策定された。都道府県及び市町村においては、健康増進計画等との整合性を図りつつ食育推進計画を策定いただき、引き続き食育の推進を図られたい。

厚生労働省においては、生活習慣病対策のポピュレーションアプローチの一環として、具体的に「何を」「どれだけ」食べれば良いかといった、食事選択の場面でわかりやすい情報提供を行い、個々人の行動変容に結びつけるためのツールとして、平成 17 年 6 月に農林水産省と共同で作成した「食事バランスガイド」の普及啓発を図っている。都道府県等においても、農政担当部局、教育担当部局と連携した施策を推進するとともに、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食店等と連携した取組の充実強化をお願いする。

また、平成 20 年度においては、「メタボリックシンドローム予防戦略事業」として、食事バランスガイドや健康づくりのための運動指針（エクササイズガイド 2006）を活用し、「健康日本 21」及び「食育推進基本計画」に目標として掲げられている朝食欠食率減少を含む生活習慣の改善に向けた取組を総合的に実施する都道府県、保健所設置市及び特別区を補助対象とした事業を行っているところである。平成 21 年度からは、「たばこ対策促進事業」と統合し、「健康的な生活習慣づくり重点化事業」として引き続き補助事業を行うこととしており、149 百万円を計上しているところである。

#### (2) 管理栄養士等による保健指導の実施について

各自治体において、管理栄養士等により、生活習慣病予防のための食生活に関する正しい知識の普及啓発のための栄養指導（一次予防）、健康診査の結果等に基づく個々人の状況に応じた適切な栄養指導（二次予防）が実施されているところである。

平成20年度から特定健康診査・特定保健指導が実施されていることに伴い、その円滑な実施を図るため、管理栄養士に対する地域の実情に応じた研修プログラムの実施、関係機関との連携など保健指導を円滑に行うための拠点整備、保健指導の効果についての検証及びその内容を反映した指導を担う人材の資質向上を推進するため、平成21年度予算案において27百万円を計上しているところである。

### (3) 管理栄養士等の人材育成について

食育基本法の制定、特定健康診査・特定保健指導において食生活の改善指導を含む保健指導の実施により生活習慣病の予防を図ることとされたことなど、地域における栄養・食生活の改善を図る取組の重要性が一層高まってきている。

こうした背景から、地域における健康づくり及び栄養・食生活の改善のため重要な役割を担う行政栄養士の業務体制整備・人材育成・配置促進等について、平成20年10月に健康局長通知を発出したところである。

管理栄養士等の配置については地方交付税措置を講じているところであり、引き続き、行政栄養士の配置を含め必要な体制の整備等に特段の御配慮をお願いする。また、第23回管理栄養士国家試験は、平成21年3月22日に実施されることから、各種事務手続の速やかな実施とともに、受験者及び養成施設への指導等をお願いする。

### (4) 国民健康・栄養調査について

国民健康・栄養調査は、各種健康増進施策の基礎資料に活用されるものであり、「平成19年国民健康・栄養調査の概要」を平成20年12月25日に発表したところである。本年も例年同様11月に調査を実施する予定であり、今後とも調査の実施につき御協力をお願いする。

### (5) 日本人の食事摂取基準の改定について

日本人の食事摂取基準(2005年版)は、健康の増進と疾病予防を図るため、性別、年齢別、身体活動レベル別に1日当たりの標準となるエネルギー及び各栄養素の摂取量を示したものであり、5年毎に改定を行っている。現在、基準改定のための検討会を設置し作業を進めているところであり、平成21年度は新しい食事摂取基準の普及啓発を行うこととしているので、研修会への参加等により新しい基準への理解を深め、関係者等への周知・普及啓発をお願いする。

## 2. 運動施策について

糖尿病を始めとする生活習慣病の予防には、適度な運動を生活習慣として定着させていくことが重要である。

このため、科学的根拠に基づく運動施策の推進、運動習慣の定着に必要な知識の普及、運動実践の場の提供及び運動実践を支援する人材の育成という4本の柱を中心に、施策を推進しているところである。

### (1) 運動基準及び運動指針について

身体活動・運動と生活習慣病予防に関する新たな知見を踏まえ、平成18年7月、「健康づくりのための運動基準2006」、「健康づくりのための運動指針2006～エクササイズガイド～」を策定した。

運動基準においては、健康づくりのために必要な身体活動・運動に関するエビデンスとして、国民の健康の維持・増進、生活習慣病の予防を目的とした望ましい身体活動・運動及び体力の基準を示している。また、エクササイズガイドにおいては、運動基準に基づき国民が健康的な生活を送るためにはどれだけの運動や身体活動を行えば良いのか、また、現在の活動量や体力に応じてどのような運動や身体活動を行えば良いのかを具体的に示し、健康づくりの普及啓発のツールとして活用を図っているところである。

都道府県等においても、引き続き、運動基準及びエクササイズガイドの活用を図られたい。

### (2) 運動実践の場の提供及びそれを支援する人材の育成について

健康づくりのための運動等を安全かつ適切に行うことができる施設を「健康増進施設」（運動型、温泉利用型、温泉利用プログラム型の3種類）として認定している。

また、健康づくりのための適切な運動の指導者養成及び資質の向上については、財団法人健康・体力づくり事業財団において健康運動指導士の養成等を行っているところである。平成19年4月からは、4年制体育系大学等を対象とする健康運動指導士養成校制度の創設、保健師・管理栄養士等に対する講習会の一部科目の免除等の見直しを図ったところである。

今後とも、特定保健指導を始めとする生活習慣病予防対策における運動指導の担い手として、健康運動指導士の活用を図られたい。

## 3. たばこ対策について

たばこが健康に悪影響を与えることは明らかとなっており、がん、循環器病等の生活習慣病を予防する上で、たばこ対策を進めることは重要な課題である。

このため、平成12年から推進している「健康日本21」において、

- ①喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及、
- ②未成年者の喫煙の防止、
- ③公共の場や職場での分煙の徹底及び効果の高い分煙についての知識の普及、
- ④禁煙を希望する者に対する支援プログラムの普及

の4つを柱とし、総合的なたばこ対策を進めている。

平成15年5月には、健康増進法が施行され、受動喫煙による健康への影響を踏まえ、多数の者が利用する施設について、受動喫煙を防止する措置を講ずるよう努めなければならないこととされたところである。

また、平成16年6月に批准した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」（平成17年2月発効）に基づき、たばこ対策関係省庁連絡会議を設置し、関係省庁の密接な連携の下にたばこ対策を促進することとしたところである。

平成19年6月末にはたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の第2回締約国会議が開催され、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択され、これを受けて、厚生労働省では、受動喫煙防止対策をより一層推進するため、昨年3月から「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会」を開催し、今後の受動喫煙防止対策のあり方について検討を進めているところである。

また、昨年11月に開催された第3回締約国会議において、「公衆衛生政策のたばこ産業の利益からの擁護に関するガイドライン」、「たばこ製品の包装及びラベルに関するガイドライン」、「たばこの広告、販売促進及び後援に関するガイドライン」の3件が採択され、更なるたばこ対策の推進を求められている。

平成17年度から実施しているたばこ対策促進事業については、平成21年度予算案では、「メタボリックシンドローム予防戦略事業」と統合し、「健康的な生活習慣づくり重点化事業」として引き続き補助事業を行うこととしており、149百万円計上したところである。

各都道府県、保健所設置市、特別区においては、地域のたばこ対策関係者との連携の下、喫煙率が上昇傾向にある20～30歳代の女性をターゲットとした禁煙対策や、禁煙成功者を中心とした「禁煙普及員」による草の根的な禁煙・受動喫煙に関する普及啓発活動などの実施により、たばこ対策の更なる推進をお願いする。

#### 4. 女性の健康づくり対策の推進

女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことができるよう、女性の様々な健康問題を社会全体で総合的に支援する必要がある。そこで女性特有の子宮がんや骨粗鬆症等の疾患の予防を始めとする女性の健康づくりを推進するための事業を都道府県等に委託し、効果的な事業展開手法について検証を進めつつ、女性の健康づくり対策を推進することとしている。事業の内容等については追って御連絡するが、都道府県等においては、事業の積極的な活用・展開に特段の御配慮をお願いしたい。

また、毎年3月1日から3月8日の「女性の健康週間」を活用し、国及び地方公共団体、関連団体等社会全体で各種の啓発事業及び行事等を展開することとしており、引き続き、運動推進への協力をお願いする。

#### 5. アルコール対策について

多種多様なアルコール飲料が販売されるとともに、飲酒機会が増大する中で、アルコールに起因する様々な事柄が社会問題となっている。

アルコール対策としては、平成12年から「健康日本21」において、

①1日に平均純アルコールで約60gを越え多量に飲酒する人の減少、

②未成年者の飲酒をなくす、

③「節度ある適度な飲酒」としては1日平均純アルコールで約20g程度である旨の知識を普及する

ことを目標として掲げ取組を推進している。

平成20年5月には、第61回WHO総会が開催され、アルコールの有害な使用を軽

減するための世界戦略案を平成22年に開催予定の第63回WHO総会に提出すること等が決められるなど、アルコール対策を推進していくための基礎となる作業が進められているところである。

都道府県等においては、こうした国際的な状況を勘案しながら、平成20年4月に発出した事務連絡「アルコールの影響と適度な飲酒について」等を活用するなど、更なるアルコール対策に努められたい。

## 6. 地方財政措置（ヘルスアッププラン）の活用

平成14年度から、地方公共団体の健康づくり・疾病予防対策について、地方健康増進計画の策定、住民健康・栄養調査等の実施、40歳未満の青壮年層に対する健康診査、健康教育等の実施、健康づくり支援のためのマンパワーの確保などを柱とする地方財政措置（ヘルスアッププラン：平成20年度約400億円相当）が講じられており、平成21年度においても引き続き措置される予定であるので、積極的な事業の推進をお願いします。

また、市町村における健康増進計画の策定や健康づくり事業の推進についても、当該地方財政措置を活用した取組を促すとともに、管内の市町村の健康課題等についての情報提供、保健所におけるデータの分析・評価、市町村が行う調査や計画策定に係る指導助言等の支援をお願いします。

# がん対策推進室

## がん対策について

### 1. がん対策予算について

がん対策については、平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び平成19年6月に策定された「がん対策推進基本計画」を踏まえ、平成21年度においても引き続き、より一層の充実を図っていくこととしている。

平成21年度予算案においては、放射線療法等の機器の緊急整備を廃止した一方で、普及啓発をはじめとしたがん検診の受診率向上に向けた取組の強化を行うこととしており、具体的には、

- ① がん検診受診向上企業連携推進事業（企業にがん対策の必要性を啓発し、がん検診受診向上のサポート会員としての参画を促すことにより、企業独自のがん検診受診向上の活動を誘発する。）として、新規に9千万円
- ② がん検診受診促進企業連携委託事業（都道府県及び政令指定都市等が企業と連携するなどして地域のがん検診受診率を向上させるために実施する効果的な事業展開について検証するため、都道府県等に事業委託を行う。）として、新規に2.8億円
- ③ 都道府県がん対策重点推進事業（都道府県が「都道府県がん対策推進計画」の実現のため、緩和ケア研修の実施やがんに関する正しい知識の普及啓発など、重点的に取り組む施策の実施に対して支援を行う。）として、新規に9.4億円
- ④ がん検診受診向上指導事業（かかりつけ医からのがん検診の受診勧奨を促すため、がん検診ガイドブックを作成し、病院を訪れる患者の方に対する受診勧奨における技術指導を行う。）として、新規に1.1億円  
等が認められたところである。

その他、専門医の育成、緩和ケア及びがん登録の推進等を重点課題とし、その事業を実施するために必要な予算を計上したところであり、具体的には、

- ① がん専門医臨床研修モデル事業（若手医師の段階から、より実践的な環境の下で指導、教育を実施する体制を構築し、質の高い専門医（放射線療法等）を育成する。）として、新規に3.8億円
- ② がん診療連携拠点病院機能強化事業（がん医療水準の均てん化を図る目的から、がん医療従事者への研修、がん患者等への相談支援等を実施するがん診療連携拠点病院機能の強化を行う。）として、精度の高い院内がん登録実施のための実務者の増員・常勤化に伴い1病院あたりの補助単価を増額したことに伴い、23.5億円